

商標審査基準ワーキング・グループの設立について（案）

1. 目的

昨今、我が国産業の競争力強化の観点から、ブランドが果たすべき役割への期待が高まってきており、価値あるブランド名を法的に保護する商標制度に対する期待が大きくなってきている。

これらの期待に応えるために、特許庁では、権利の適切な保護やユーザーの利便性の向上のための制度改正や施策の立案はもとより、審査・審判を的確かつ迅速に行うために、法律の運用に係る商標審査基準の策定や改訂等を行い、商標審査の運用を明確化すると同時に、商標制度ユーザーの共通理解を得ることに努めてきた。

しかし、近年各国間で活発になっている自由貿易交渉や、インターネットをはじめとした情報伝達手段の急速な進展により、商標を巡る動向も目まぐるしく変化している。具体的には、模倣品をはじめとした商標権の侵害が多様化、複雑化しており、商標制度が果たすべき役割が一層増加している。

このような状況の中、我が国におけるビジネスリスクを低減させるためには、商標審査の安定性、予見性を高めることにより、商標制度の信頼性を向上させるとともに、これらの商標制度をとりまく状況の変化に速やかに対応することが不可欠である。

そこで、商標審査のさらなる的確性と予見性の向上を図るために、審査上の指針となる商標審査基準等を必要に応じて見直し適切な措置を講じ、かつ、その策定方法の透明性を維持するための常設機関としての枠組みを整備する必要がある。

2. 方向性

これまでも商標審査基準の策定や改訂に当たっては、パブリックコメントを求めるとともに、商標制度小委員会に諮って、商標審査基準等の策定方法の透明化を図ってきたところであり（第19回商標制度小委員会、平成20年6月10日）、制度改正に関する検討においても、委員から「法律だけでなく、基準においても検討して欲しい。」との指摘もある。

一方、審査基準等については、商標を取り巻く状況や取引の実情に即したタイムリーな対応が求められること、その検討にあたっては法律の専門家や商取引の実情に詳しい産業界の実務者のレベルでの詳細な検討が必要である。

したがって、これまでの取組みをさらに推進しつつ、商標審査基準等について必要に応じて適切な措置を速やかに講じるために、以下の方向性で検討する。

審査基準等の策定に当たっては、パブリックコメントを求めるとともに、法律の専門家や商取引の実情に詳しい産業界の実務者を中心としたワーキンググループを設置し、商標審査基準等をタイムリーに見直す等の適切な措置を講じることとする。

これにより、商標審査を実際に行う側とブランド戦略・商標管理を行う側との間で、商標出願に関する登録予見性についての共通認識が生まれることとなり、(1) 公平・的確な商標出願の審査の促進、(2) 登録の予見可能性の向上による権利の効率的な取得・安定的な活用、(3) 商標の適切な保護によるビジネス基盤の整備への寄与が期待される。

上記の方向性に沿って、商標審査基準等について検討を進めるため、商標制度小委員会の下に商標審査基準ワーキング・グループを設立し、商標審査基準等の策定や改訂に関する検討を行うこととする。

3. 当面の検討事項

当面は、商標審査基準等の各項目のうち、国内外の周知な地名の取扱いをはじめとする審査基準の改定に関する必要事項について検討する。

なお、「新しいタイプの商標」に関しては、小委員会での議論の進捗状況により、制度のあり方についての大枠が決まり次第、順次検討を進める。

また、今後、社会や産業の実態、国際的な動向等の変化にも留意しつつ、時宜に応じて必要な検討項目を取り上げるものとする。

4. スケジュール

本年4月を目途に、第1回会合を開催予定。

5. 委員（案）

法学者、法曹関係者、実務家、産業界等から8名程度で構成。